



中駐在所だより

真岡警察署
中駐在所
☎ 82-4476

『秋の交通安全県民総ぐるみ運動』

～マナーアップ！あなたが主役です～

令和7年9月21日(日)から30日(火)までの10日間



☆ 運動の重点 ☆

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 なからスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

～自転車の安全な利用について～

令和6年中における栃木県内の自転車が関係する事故は、人身事故の約25%を占めており、そのうち約70%が自転車側に何らかの法令違反がある事故になっています。

また自転車が関係する事故の当事者のうち、高齢者が31.4%と最も多く、次いで高校生が20.1%であり、高齢者と高校生で過半数を占めています。

そのため、自転車に乗る時は「自転車安全利用五則」を守り、安全に利用しましょう！



また、自転車運転中に左図の危険行為を繰り返すと(3年のうちに2回)、自転車運転者講習の対象となります。

自転車運転者講習の対象であるのに、受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金となります。

自転車を運転する際は、ルールを遵守し、交通事故を防止しましょう。

交通ルールを守ろうね！

